

16 要望・申し入れ

埼玉県知事 上田清司様

2016年8月24日

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

台風9号による豪雨災害に関する緊急申し入れ

22日の台風9号の集中豪雨により、県西部地域を中心に各地で多数の道路冠水、床上・床下浸水が発生しました。とりわけ入間市の霞川や不老川、所沢市の東川などが氾濫した県西南部の被害はかつてなく深刻です。

党県議団は翌23日、国会議員や地元市議とともに現地入りし、被災者から直接話を聞きながら被害の実態を調査しました。霞川や不老川をはじめ氾濫した河川では、護岸が崩れ、川沿いの住宅が傾くなど甚大な被害がありました。とりわけ所沢市の荒幡地区では、柳瀬川があふれだし、川沿いの住宅が倒壊寸前となり、11軒の住民が避難を余儀なくされました。避難の長期化も予想されています。同市の東川では、地下河川の工事が完了したにもかかわらず水があふれ、周辺住民からは「排水処理がうまく機能しなかったのではないか」との声が寄せられています。これらの実態や要望は、関係の県土整備事務所にただちに伝えたところです。

現在も懸命の復旧対応などが続けられているところですが、昨日の雷雨や今後の雨によって被害拡大のおそれがあります。そこで、今後の対策について以下の通り緊急に申し入れます。

記

- 一、浸水被害や農業・営業被害など全体の被害状況をすみやかに把握し、被災自治体と連携して被災者支援に万全の措置をとること。長期化する避難者については生活が再建されるまで支援を尽くすこと
- 一、災害救助法の適用申請を積極的に検討すること。国の被災者生活再建支援制度並びに埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用を早急に進めること
- 一、被災自治体の災害対応を丁寧に把握するとともに、自治体からの要望については全力で応えること
- 一、今後の台風再来に備え、県管理河川の護岸などを総点検し、浸水被害が拡大しないよう緊急対策をおこなうこと。
- 一、治水対策を進めてきた河川の氾濫については、原因究明と対策を早急に明らかにすること。とりわけ、東川については周辺住民へ説明会を開くこと
- 一、氾濫した河川について、護岸のかさ上げや排水機場の増設などの河川整備を早急に進めること。
- 一、想定降雨量の見直しなど治水対策の再検証をおこなうこと。ゲリラ豪雨などにより浸水被害が頻発する地域については、効果ある対策を再検討し、特別対策を早急を実施すること

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月15日

日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原初男

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下礼子

埼玉県の台風9号による豪雨災害対策について

8月22日の台風9号による短時間の記録的豪雨は、県西南部地域を中心に多大な被害をもたらしました。埼玉県議団の限られた調査によっても、倒壊住宅2棟・床上浸水270棟・床下浸水454棟・床上浸水保育所が2棟にのぼっています。

この間、党県議団は国会議員・市町議員とともに被災者を訪問し、その声を伺ってきました。「1階部分が臭くてたまらない。もう住むことはできない」(所沢市東川沿いの住民)「11階建てのマンションの地下部分が水没し、エレベーターが機能しない。高齢者も赤ちゃんと母親も、階段を使わざるをえない」(所沢市東川沿いのマンション)「砂川堀の水位情報などいっさいなく、避難勧告もなかった。気がついたら周りは水で、70人の子どもたちと逃げることができなくなっていた」(富士見市の保育所)「大規模商業施設らぼーとの地下貯留槽がいっぱいになり、住宅街にあふれ出た。建設前の説明会では大丈夫との説明だったのに」など、それぞれ深刻です。

しかし、埼玉県は23日以降、被害状況を集約することも、情報提供することはありませんでした。その時点で県が把握していた入間市内の床上浸水は2棟でしたが、実際には169棟もの家屋が床上浸水しています。

今後、台風の襲来が予想されるなか、砂川堀をはじめとした河川整備などの水害対策は一刻の猶予もありません。

また、床上・床下浸水などの被災者の支援について、県は災害救助法を適用しなかったため、応急仮設住宅などさまざまな国の支援を受けることができません。その中には床上浸水(半壊)の家に住宅応急修理費用(57万6千円)支給もあります。

日本共産党埼玉県委員会と県議団は、8月24日にも災害対策について緊急の申し入れを行っていますが、被災の実情の把握が進んだ段階で、より具体的で切実な以下の項目の実施を、改めて申し入れるものです。

被害の把握、公表について

一、台風9号による被害の全容を早急に把握し、ホームページで公表すること。

河川対策について

一、溢水や護岸崩壊した河川について、直ちに護岸かさ上げ工事や調整池整備、排水装置整備など対策を講じる。

- 一、下水道局管理の雨水幹線砂川堀に監視カメラを設置する、豪雨時にはパトロールをするなど、水位の状況を迅速に把握し、市に情報を提供する。
- 一、豪雨時における新河岸川への砂川堀からの排水制限を早急に見直すこと。砂川堀を一級河川として指定すること。
- 一、地下水路まで整備されていながら、数か所で溢水した東川について、ただちに経過の住民説明を実施すること。溢水の原因究明のため第三者をまじえた検証を行うこと。
- 一、飯盛川について、早急に国道407号線片柳2号橋拡幅とその上流の都市下水との接続部分まで拡幅すること。当面、強制排水装置を整備すること。
また、既に拡幅されている部分の水草を、早急に撤去すること。

浸水被害について

- 一、志木市や所沢市の危険・倒壊家屋には、早急に県の埼玉県・市町村生活再建支援金制度を適用する。
所沢市荒幡地区の倒壊家屋並びの住宅も、護岸が崩壊しており、居住は危険である。同様の支援金を適用すること。
- 一、災害救助法が適用されていないが、法適用に準じた支援を被災者・自治体を実施すること。とくに、床上浸水（半壊）への住宅応急修理費用相当（57万6千円）を支給する。
地下室の水没などで居住に深刻な被害を受けたマンションなどにも、住宅応急修理費用を支給する。
- 一、埼玉県・市町村生活再建支援金制度を、床上浸水や床下浸水にも拡充すること。

水害対策の抜本の見直しについ

- 一、災害救助法第1条4号(多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合)を積極的に適用すること。
- 一、時間当たり50mmという想定降雨量では、近年のゲリラ豪雨に対処できない。見直しを行い、計画的に災害対策を進めていく。

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月27日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下礼子

日本共産党狭山市議団 団長 猪股嘉直

狭山市女兒虐待事件の県としての検証について

今年1月狭山市の3歳の女兒が、やけどなどで死亡し、母親と内縁の夫が逮捕された事件に関し、狭山市要保護児童対策地域協議会が検証報告書を公表しました。

この事件は、党県議団が2月の予算特別委員会でも指摘したように、母親が10代で妊娠、シングルマザーとしての出産、乳幼児健診未受診、内縁の夫と同居、「子供が泣いている」など近隣から2回も警察に通報が行われるなど、家庭のリスクが各行政機関に把握されていながら防ぐことができなかったものです。

児童虐待防止法は地方公共団体等に児童虐待にかかる重大事例に関する検証等を実施することを義務付け、その実施は都道府県としております。検証事例は虐待による死亡事例のすべてを対象とすることが望ましいとされています。

このたびの狭山市要対協の報告書は、真摯に市の各機関にヒアリングも行き、説得力のある提言をされておりますが、本来検証は県が主体として実施すべきものです。

とりわけ、この事件における埼玉県警のかかわりは重大なものがあります。近隣住民から「深夜に子どもが外に出されている」「子供の泣き声が聞こえる」などの狭山警察署への通報が、児童相談所や狭山市に通告されていれば、各機関の情報共有が開始された可能性があります。なぜ、通報が行われなかったのか検証は不可欠であり、狭山警察署へのヒアリングが必要です。が、狭山市要対協の報告では、狭山警察署や所沢児童相談所へのヒアリングは実現できませんでした。これらのヒアリングを含む、埼玉県としての検証を早急に求めるものです。

以上